

# 地域発達相談における大学付設機関の役割について

柄田 毅\* \*\*・板倉 達哉\*\*

この研究は、本学の心理臨床・福祉センター「ほっと」の相談事業の実績から、地域の子どもとその保護者を対象とした地域発達相談に関する大学付設機関の役割について示唆を得ることを目的とした。平成 22～27 年度の相談件数を分析したところ、経年により相談件数が増加し、その中で継続した面接・指導の割合が上昇していた。また、相談希望者の紹介経路、居住地域、主訴、初回時年齢について検討したところ、幼稚園などの保育・教育機関や療育機関からの紹介が多いこと、ふじみ野市とその周辺地域からの来所であることの他、子どもの発達に関する相談が主であることがわかった。これらから、地域発達相談に応じる機関としての役割は、地域の発達相談・支援の機関として在ること、継続した指導などを提供すること、関連機関との相互理解の促進に寄与することが示唆された。

**Key Words**：地域の発達相談、関連機関間の連携、ライフステージにわたる支援、専門領域間の相互理解、大学付設の研究機関

## I はじめに

現在の我が国では、障害のある子どもの保育・教育に関して、サマランカ声明（UNESCO, 1994）や 2006（平成 18）年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第 24 条（教育）にあるように、障害のある子どもを含めたすべての子どもに教育を受ける基本的な権利があり、すべての子どものための教育環境として、インクルーシブ教育の推進が注目されている。

現在、我が国で制度化されている特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を

改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とあり、さらには、障害の有無にかかわらず、子どもの教育的ニーズを把握して、それに応じた指導等を行うことが示されている（文部科学省, 2005）。このことから、障害の有無にかかわらず、対象となる子どもに対する保育・教育では、子どもの実態把握に基づいて、学習や集団活動そして生活での活動における困難に関する適切な指導や支援を行い、子どもひとり一人の能力を主体的に発揮することと共に他の子どもとの共同活動などを通じた社会的な活動に参加することを促進することが求められる。

そして、文部科学省初等中等分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省, 2012）では、共生社会の形成に向けた

\* 人間学部児童発達学科

\*\* 文京学院大学心理臨床・福祉センター

インクルーシブ教育システムの構築とそのための特別支援教育の推進などが示されている。このなかで、就学相談・就学先決定の在り方について、早期からの教育相談・支援や一貫した支援の仕組みに関する事項を挙げている。厚生労働省障害児支援の在り方に関する検討会の「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（厚生労働省、2014）では、「縦の連携」としてライフステージに応じた切れ目の無い支援と、「横の連携」として関係者間のスムーズな連携とし、地域における「縦横連携」の推進を挙げている。「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実には、① 保育、母子保健等と連携した保護者の「気づき」の段階からの乳幼児期の障害児支援、② 教育支援委員会等と連携した小学校入学前の障害児の支援、③ 学校等と連携した学齢期の障害児の支援、④ 就労支援等と連携した上での学校卒業後を見据えた支援を示している。これらから、障害のある子どもがインクルーシブな保育・教育の環境で学習活動などを行うために適切な支援などを得るためには、障害や発達に関する早期の支援と共に、早期の支援を継続して受けることの重要性が示唆される。特に、保護者の気づきを乳幼児の支援につなげること、小学校への就学に関すること、小学校から中学校への移行など、子どもの関係者（保護者、保育者、教師、支援機関など）の間の連携や移行支援は重要であると考えられる。

また、厚生労働省が地域保健における母子保健対策の重要性やその取り組みの推進などを示した「健やか親子 21（第2次）」（厚生労働省、2014）においては、いくつかの取り組むべき課題のなかに、育てにくさを感じる親に寄り添う支援があり、親が感じる子どもの育てにくさとして、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾病によるものなどを挙げ、これらに関連することとして発達障害に関連することを示している。そして、親子が適切な支援を受けるためには、乳幼児健康診査などの母子保健事業における的確な評価と適切な保健指導と共に、福祉サービスへの橋渡しの重要性を述べている。このように、母子保健の領域においても、異なる領域との連携や支援の移行を支援することが注目されている。

しかしながら、こうした子どもにある障害に関する支援や発達の偏りなどに関する相談に関しては、関係機関の連携や情報や支援の移行に関しては、留意すべき事項が挙げられている。例えば、幼小連携のあり方として、子どもが実際にふれ合うことや教師同士が顔を合わせて話し合うことと共に、保護者が小学校・幼稚園などをみることなどの「顔が見える関係」を構築していくこと、子どもの成長の視点を取り入れた連携による「互恵性」を踏まえた交流を行うこと、そして継続することによって多様な関係性が期待できることから「継続性」のある交流活動をしていくことがポイントとして挙げられている（吉田・杉森・伊藤、2010）。また、特別な配慮を要する子どもの就学に関する情報移行について、就学前に関わる保育士・幼稚園教諭と就学先の小学校教諭との間には、対象や指導内容に関する違い（例えば、保育所保育指針・幼稚園教育要領と学習指導要領）、情報移行に際して保育者と小学校教諭と伝えたい情報と聞きたい情報の差異があることが指摘されている（柄田、2010；小出・柄田、2011）。

さらに、現在の法制度において、障害に関する用語の意味や扱いが教育領域（学校教育法など）と児童福祉領域（児童福祉法など）で異なる（例えば、重度の知的障害と肢体不自由が重複している児童に関しては、教育の領域では重度重複障害児といい、児童福祉の領域では重症心身障害児という）ため、さまざまな専門職がチームとなって支援する多領域支援の現場においては留意を要することが示唆されている（柄田、2015）。こうしたことは、障害のある子どもを育てている保護者やその周囲の人たちの混乱や理解不足による不安などを引き起こす可能性があると推測でき、保護者サポートが必要であると考えられる。

こうした点から、子どもと保護者が生活する地域における発達相談に関して、子どもが日常的に通う保育所・幼稚園・小学校や療育機関の他に、子どもの障害による困難への助言や発達に関する支援の相談や指導などを行う機関は重要な役割があると考えられる。このような地域の発達相談や指導に関する機関としては、保健領域には保健センター、児童福祉領域には児童発達支援センターな

どの療育機関、教育領域では地域の教育委員会による教育センターや教育相談窓口、医療領域では地域の医療機関における小児科やリハビリテーション科などがある。これら以外の機関として、大学などの研究・教育機関が地域住民の相談などに応じている施設もある。

こうした地域の相談に応じる施設として、本学が設置している研究施設の一つに、文京学院大学心理臨床・福祉センターがある。このセンターは、大学学則に規定されている研究センターであり、愛称を「ほっと」としている。文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」は、本学の地域連携・地域貢献を担う機関の一つとして1997(平成9)年に開設され、地域の子どもや大人を対象として、保育・教育、発達、福祉、家族に関する相談などを行う研究・教育機関である。現在、相談内容として「家庭や育児・医療福祉の相談」(家族関係・育児・不登校などの相談や、在宅介護・地域の福祉情報等に関する相談)、「発達・就学の相談」(子どもの発達や言葉の相談、就学相談など)、「検査」(発達検査の実施と評価)を掲げている。また、このセンターの相談担当者は、本学の間人学部と保健医療技術学部の教員と相談・支援を専門領域とする職員で構成されている。

この大学付設機関である「ほっと」の行う地域への相談・支援のサービスは、保健、福祉、教育、医療などの領域で実施されている発達相談・指導などと同様であると共に、研究・教育機関に付設されている機関としての特徴も備えていることと考えることができる。このような地域の発達相談・指導などに対して、大学という研究・教育機関に付設されている相談センターなどの機関にある役割を検討することは、地域のなかで生活している障害のある子どもや障害は判定されていないものの発達に関する困難などのある子どもとその保護者に対する地域発達相談に関する示唆を提供できるものと考えられる。

## II 目的

本研究は、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」の相談事業に関する一定期間の実

績を検討して、地域で生活する子どもとその保護者を対象とした地域発達相談に関する大学付設機関の役割について、その基礎的事項をまとめ、地域の発達相談に関する示唆を得ることを目的とする。

## III 方法

文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」が発行した平成22年度から平成27年度の事業報告書6年分のうち、各年度の相談件数から「問合せ」(電話などにより相談事業などに関する問い合わせ)、「新規申込」(相談などの新規申し込み)、「初回(1)」(相談などで「ほっと」の初回で、検査目的の来所を含めた)、「初回(2)」(初回の次の回で2回目)、「継続」(3回目以降の継続した面接や指導などで、それ以前の年度からの継続した相談なども含まれる)の件数を挙げ、これらの総計した「総計」と、「初回(1)」「初回(2)」「継続」を合わせた「初回・継続」を算出した。なお、平成26年度は、相談体制の調整などの理由で、4月～9月まで新規受付を中止した。

また、平成24年度事業報告に記載されている相談者に関する「紹介経路」「相談者の地域」「主訴」について、そして、新規申込の相談対象者と継続して来所している相談者に関する「初回時年齢」を挙げ、相談者に関する基本的な情報を得ることとした。

## IV 結果・考察

### 1. 「ほっと」の相談件数について

平成22年度から平成27年度まで文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」事業報告書から得られた、年度ごとの相談件数を表1に示した。

表1から、平成22～25年度までの件数は、全体として、年度を経るごとに増加していった。一時的に新規の受付を中断した平成26年度とそれ以降の平成27年度についても、相談などによる「ほっと」来室は増加していることが示された。これらの結果から、地域における相談・指導の希望が多くあることから本センターのような地域の

表1 「ほっと」の年度ごとの相談件数

年度	問合せ	新規申込	初回(1)	初回(2)	継続	初回・継続	総計
H22	27	16	15	6	26	47	90
H23	41	13	12	3	59	74	128
H24	72	19	18	14	94	126	217
H25	60	24	33	10	180	223	307
H26	12	14	8	8	146	162	188
H27	4	14	17	14	158	189	207

単位：件

\* 平成26年度は、4月～9月まで新規受付を中止した

相談機関としての役割は重要であり、さらには今後も継続した対応が必要であることが示唆された。

また、「問合せ」と「新規申込」を比較すると、平成22～25年度までの件数と、平成26・27年度の件数では、前者では「問合せ」が「新規申込」よりも件数が多く、後者では「新規申込」が「問合せ」よりも多かった。また、「初回(1)」と「初回(2)」の件数について、平成22～25年度までと平成26・27年度の両群で比較すると、前者の方が件数の違いが大きく、後者では同等または件数は近い値であった。こうしたことは、平成26・27年度では、地域からの相談に関しては継続して相談・指導を行うことが求められており、その目的をもって問い合わせることや新規の申し込みを行う相談者が多いと考えることができる。一方、平成22～25年度までは、地域からの相談は、問い合わせた聞いてみようかと相談者が考えた内容であることや、初回のみ面接で対応する相談内容であると想定でき、相談者の不安や悩みに対して対応や、子育てに関して日々行っていることの確認などが求められていた場合もあったと想定できるであろう。

次に、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」における相談件数のうち、年度ごとの総数に対する継続した面接・指導の件数「継続」の割合と、実際に面接を行った件数である「初回・継続」の割合を、表2に示した。

表2から、年度ごとの相談件数の総数に対する「継続」の割合が、全体的には経年で上昇していることと共に、実際に面接を行った「初回・継続」の割合も同様に上昇していることがわかった。これらのことは、地域からの相談に関しては、

表2 年度ごとの総数に対する「継続」「初回・継続」の割合

年度	継続	初回・継続	総計
H22	28.9 (26)	52.2 (47)	(90)
H23	46.1 (59)	57.8 (74)	(128)
H24	43.3 (94)	58.1 (126)	(217)
H25	58.6 (180)	72.6 (223)	(307)
H26	77.7 (146)	86.2 (162)	(188)
H27	76.3 (158)	91.3 (189)	(207)

単位：% かつこ内は件数

実際に相談者と会い、相談の主訴や内容などを聞き取るなどの専門的な対応が必要であることや、継続した面接・指導などが求められており、それらの必要性は年々増加していると考えられる。これらのことから、地域における相談・指導に関する現代的な事項のうち、本人のライフステージに応じた切れ目の無い支援として示されている「縦の連携」について、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」はその役割の一部を担っていると考えられるであろう。

## 2. 「ほっと」相談者の基本的な情報

平成24年度に、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」に来所した相談者に関して、表3-1は「紹介経路」、表3-2は「地域」、表3-3は「主訴」（複数回答）を示した。

表3-1 平成24年度の相談者の紹介経路

幼稚園等の機関	療育等の機関	知人等の紹介	地域の広報誌	本学ホームページ
40	16	27	3	14

単位：%

表3-2 平成24年度の相談者の地域

ふじみ野市	富士見市	三芳町	川越市	その他
72	3	7	11	7

単位：%

表3-3 平成24年度の相談者の主訴（複数回答）

発達全般	きこえとことば	家族の対応	集団生活について	学習について	検査のみ
44	25	16	9	3	3

単位：%

さらに、来所した相談対象者の「初回時年齢」について、2～3歳は9名、4～6歳は13名、7-12歳は5名、13歳以上が2名であった。このことから、相談対象者の多くは幼児が対象であり、さらに学齢児に関する相談もあった。

現在までの文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」の相談事業を代表する結果として、平成24年度の事業報告から相談者に関する基本的な情報を取り上げてみたところ、ふじみ野市周辺地域の発達相談機関の一つとして、地域の子どもの相談・指導を担う役割があること、子どもの保育・教育を担う幼稚園などの機関や障害のある子どもなどの発達支援を必要とする子どもとその保護者を支援する療育機関などと連携する必要性が高いこと、そして、ふじみ野キャンパスの地域的な特徴として近隣する富士見市、三芳町、川越市という周辺地域を念頭にすることが重要であることが明らかとなった。つまり、子どもの発達相談とその保護者の支援に関する現代的なニーズである「横の連携」：地域における子どもと保護者の支援に関係する専門職間の連携に関して、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」の役割があることが確認できたと考える。

## V 総合考察

文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」の研究・教育機関としての目的の一つである地域に対する相談事業に関して、これまでの相談件数から、地域における子どもの発達相談とその保護者支援を主とした取り組みであること、地域の保育所・幼稚園・小学校などの機関や療育機関などの専門機関との連携が求められていること、そして、継続した面接・指導のニーズから子どものライフステージに応じた指導・支援が求められていることが明らかになった。こうしたことから、このセンターの地域発達相談に関する役割として、障害のある子どもや障害が判定されていなくても支援や配慮が必要な子どもが保育所・幼稚園・小学校などを含めた地域で、他の仲間と共に学び、生活することに関する現代的なキーワードである「縦横連携」に関わる機関の一つであることが示

唆された。

現在、地域における子どもの発達支援に関する制度には、保健領域に関すること（例えば、一般的にいう1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査）と児童福祉領域に関すること（例えば、障害児通所支援としてある児童発達支援や医療型児童発達支援に関する事業）などがある。これらのうち、障害のある子どもに関する療育や、そうした子どもの発達支援に関する相談を行う取り組みである児童発達支援を行う機関・施設を利用するためには、現在の制度では、市町村への障害児福祉サービスの利用申請が必要となる。この申請に関して、保護者が居住する地域の市町村の窓口には、障害支援区分の認定の申請を行い、サービス等利用計画書の作成とそれに関する支給決定の後に、利用を希望する機関・施設と契約することになっている。

こうしたプロセスを経ることにより福祉の制度が利用できる一方で、保護者が子どもの支援を希望してから実現するまでには、手続きに関する対応や時間の経過を要することとなる。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査で子どもの発達に関する指摘を初めて受けた保護者にとっては、子どもの発達に関する初期的な不安や戸惑いのあるなか、専門的な手続きや時間を要する手続きを行うことには、心理的な抵抗感があるものとも考える。こうしたことから、障害のある子どもの発達支援やその保護者の支援のうち、初期的な悩みや相談ごとに対応する機関として想定できる地域の保健センターや子育て相談室などに加えて、障害児福祉サービスの制度には含まれない大学の設置した相談機関は有効な選択肢と考えることができるであろう。

一方で、小学校・中学校の通常学級における学習上の困難や行動上の困難（こだわりや対人関係に関すること、不注意や注意持続の困難、衝動性・多動性）などある児童・生徒などの特別な支援を要する子どもに対する教育的な配慮や、保育所・幼稚園などの保育現場における「気になる子ども」として保育上の個別な配慮を要する子どもに対して、保育現場や学校の外での支援を保護者が希望することは想定できることと考える。

例えば、1歳6か月児健康診査で知的な発達に

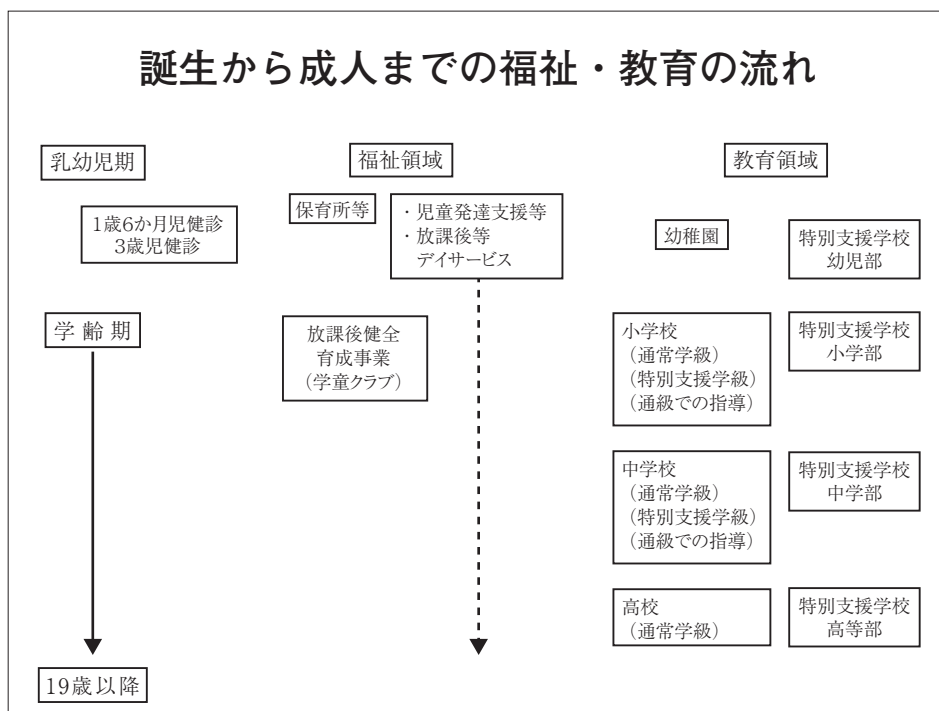


図1 子どもの発達支援に関する専門機関の例

関して経過観察を指摘されて、その後に軽度の知的障害と判断された子どもの保護者を考えてみる。この保護者が、そうした経過から子どもの発達支援のために、地域の療育機関のリハビリテーション部門と共に地域の幼稚園に通園させていたとする。この子どもが就学支援を経て地域の小学校にある特別支援学級に在籍したとき、その保護者はこれまで受けていたリハビリテーションを継続して受ける希望を有することは当然のこととして受け止めることができるだろう。この例のような子どもの発達支援に関する指導を継続して希望する保護者にとって、地域の児童発達支援に関する機関や近隣の療育機関のリハビリテーション部門と共に、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」で行っている継続した支援活動は、地域の発達支援の取り組みの役割を担うものとなっていると考える。

ふじみ野市の乳幼児健康診査で経過観察が必要となった子どもとその保護者に関する実態調査の報告で、地域の制度を整備するために、(1) 健診

後の相談・支援の流れを明確にし、一本化すること、(2) 住民への相談・支援内容の周知をはかること、(3) 親同士の集まる場を確保し、その中に専門家が同席し、適宜助言・指導していく体制を整備する必要があること、を述べている（柴田・西方・神作他、2015）。この報告のなかで、大学の役割として、社会貢献の一環として行政と連携をより強化しながら、人材や知財を提供し発達支援・障害児療育に貢献することが必要であると述べている。こうした提言は、地域で支援を求めている子どもと保護者がいることを認識し、今後も専門的な相談・支援を提供することが重要であることから、大学付設の相談機関としての特徴として専門性の高い人材や情報を提供することを示唆していると考えられる。

ここまで述べてきたように、地域における子どもの発達支援とその保護者に対する支援は、子どもの成長に応じて関わる専門機関が連携した多領域支援の視点と共に、本人のライフステージを見通した生涯発達支援の視点が重要である。このこ

とに関連して、地域での子どもの支援に関連する制度や専門機関は多様であることに加えて、ライフステージに応じて変化するため、子ども本人と保護者が希望する選択肢はひとり一人異なることが想定できる。乳幼児期から学齢期までの子どもの発達支援に関する専門機関の例を図1に示した。地域における発達の支援を要する子どもとその保護者をサポートする専門職は、この図に示した機関を概観し、それらで専門的な知識と技術を用いて子どもに関わり、保護者への対応を行う専門領域に関する相互の理解が求められるであろう。

本研究の結果から示唆されたこととして、地域における子どもの発達支援とその保護者に対する相談という地域発達相談の取り組みにおいて、研究・教育機関である大学が設置している研究機関である文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」は、その目的である研究・教育の推進や地域への相談窓口の提供に加えて、地域における発達支援機関の一つとして在ること、継続した面接・指導を提供すること、そして、地域の相談機関とその専門職が相互に理解することを促進するための研究・研修に関する活動に取り組むことが挙げられる。

今後の取り組みとして、文京学院大学心理臨床・福祉センター「ほっと」の役割の特徴に関して、継続して面接・指導を受けている相談者に関する調査などを行い、検討していくことが必要であると考えられる。

## 引用文献

- 小出美緒・柄田毅 (2011). 特別な支援を要する子どもの連携に関する情報移行の配慮事項, 日本発達心理学会, 第22回大会発表論文集, p445.
- 厚生労働省 (2014). 「健やか親子21(第2次)」について検討報告書.
- 厚生労働省 (2014). 今後の障害児支援の在り方について (報告書).
- 文部科学省 (2005). 特別支援教育を推進するための制度のあり方について (答申).
- 文部科学省 (2012). 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告).

柴田貴美子・西方浩一・神作一美・安永雅美・上條史子・坂井泰・工藤秀樹・三原加奈 (2015). 乳幼児健診で経過観察が必要となった子どもとその家族の生活実態, 文京学院大学総合研究所紀要第15号, pp19-32.

柄田毅 (2010). 特別支援教育における幼保小連携に関わる情報移行—幼稚園・保育所と小学校との子どもの支援情報の伝達に関する要点, 障害児教育実践研究会夏合宿2010年度発表要旨集, pp27-28.

柄田毅 (2015). 重症心身障害児に対する指導におけるICT機器の活用について—特別支援教育に関する多領域支援の構築に向けて—, 人間教育と福祉第4号, pp21-30.

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (1994) World Conference on Special Needs Education: Access and Quality.

吉田伊津美・杉森伸吉・伊藤久恵 (2010). 幼少連携の実態とあり方について, 東京学芸大学「小1プロブレム」研究推進プロジェクト研究成果発表第3章, pp45-57.

## 参考資料

- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2010) 事業報告書 平成22年度 (2010年度).
- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2011) 事業報告書 平成23年度 (2011年度).
- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2012) 事業報告書 平成24年度 (2012年度).
- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2013) 事業報告書 平成25年度 (2013年度).
- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2014) 事業報告書 平成26年度 (2014年度).
- 文京学院大学心理臨床・福祉センター (2015) 事業報告書 平成27年度 (2015年度).

(2016.9.17 受稿, 2016.10.27 受理)